........

私たちぬきに私たちのことを決めないで！

障害のある女性の複合差別は今

DPI女性障害者ネットワーク

dwnj@dpi-japan.org

http://dwnj.chobi.net/

........

（写真:会議場面、報告書書影）

「障害のある女性の生活の困難－複合差別実態調査報告書」

2012年発行　第五刷頒布中

◆DPI女性障害者ネットワークとは

「DPI女性障害者ネットワーク」は、国内の障害女性をつなぐ、ゆるやかなネットワーク組織です。

障害女性の自立促進と優生保護法の撤廃を目指して、1986年に発足しました。

優生保護法が優生条項を削除し、母体保護法となった1996年以降、一時活動を休止していましたが、2007年のDPI世界会議韓国大会で、障害女性の世界的連帯が求められたことをきっかけに、活動を再開しました。

現在は、障害女性に関する法律や制度、施策のあり方をめぐる国内外の様々な課題に取り組み、情報発信をしています。

◆障害女性の生活の困難-複合差別実態調査

私たちは2011年に、障害女性へのアンケートと聞き取りによる「障害のある女性の生きにくさに関する調査」を行いました。

障害があり女性であることで社会で抱えざるをえない複合的な困難について、公的な調査は乏しく、焦点もあてられていない中で、自らの手で生の現実を数多く蓄積し、問題の重要性を周知しようと呼びかけました。

全国から87人の協力が得られ、問題別に整理すると262件の声になりました。一部をこのリーフレットにも掲載しています。同時に、全都道府県のDV防止計画等も調査しました。詳細は「障害のある女性の生活の困難－複合差別実態調査報告書」にあります。

◆１ 私たちぬきに私たちのことを決めないで。

「私は女性であり、言語障害を伴う障害者です。そんな私に『あなたはどう生活したいのか？』と聞いてくれる人はいませんでした。でも私は自分の人生を生きることをあきらめない。」

障害者政策を話し合う内閣府障害者政策委員会に、１名しか障害女性がいません。女性政策を話し合う委員会には障害者がいません。

障害女性の意見を政策に反映させるために、障害女性の社会参画は大きな課題です。私たち抜きに私たちのことを決めないで。

◆法律に課題の明記を求めています。

　障害者基本法の改正で「障害のある女性」という条項を設けることを求めています。

条文試案

第１条に規定する社会の実現のために、障害のある女性は障害に加えて女性であることにより障害者差別と性差別を複合的に被っていることから、その実態を把握し差別解消にむけた適切な措置をとらなければならない。

（DPI日本会議　2017年）

◆2 障害者ジェンダー統計、雇用就労

政府の調査統計は、障害別や障害の程度には着眼していますが、多くの場合、障害者の性別による差異は視野の外に置き続けています。

特に、障害者雇用促進法に基づいて国・地方公共団体・企業が毎年提出するフォーマットには、性別回答欄もないために、カウントされている約42万人の障害者のなかの女性の状況を示す基礎データさえありません。

雇用、教育、健康、暴力などすべての領域について、ジェンダー統計を整備し、実態を可視化し、適切な措置をとることが不可欠です。

◆声

・ある企業の面接で、 「うちは本当なら障害者は要らないんだよ。まだ男性で見た目に分からん障害者やったらエエねんけどな～。」と言われた。　(30代･肢体)

・交通事故で障害者になった。遺失利益は現在の男女の就業、賃金から割り出されるので、同じ障害で同じ状況であっても、男性よりもかなり低い賠償額になってしまった。（20代･肢体）

・主治医に、「女性で良かったね。障害者になっても家族や配偶者に養ってもらえる」と言われた。女は働かない、家族が面倒を見るという考えは許せない。　　（20代･精神）

◆3 性的被害・暴力・虐待に対して

複合差別実態調査の回答の中で一番多かったのが、性的被害に関する記述で、回答者の35％が経験していました。職場で上司から、学校で教師や職員から、福祉施設や医療の場で職員から、介助者から、家庭内で親族からの被害が起きています。密室性と上下の力関係があるなかで、被害を受けながらも声に出せていない人が多数います。

ＤＶの相談窓口や、公的シェルターを、障害のある女性が使えるようにするために、情報面や物理面のバリアを除去すること、通訳や介助などの合理的配慮を提供することを求めています。また、関係機関や相談窓口の職員等の研修カリキュラムに、障害のある女性の複合差別に関する内容を含めることが必要です。

◆声

・母の恋人から性的虐待を受けた。母の恋人が、私のお風呂介護をして胸等を触られ、非常に苦しい思いをした。母にそのことを言うが、信じてもらえず最悪だった。(30代・肢体)

・小学校のとき痴漢にあった。助けを求めるにもコミュニケーションがいる。聴覚障害のため助けを呼べなかった。中学生のとき同じ犯人から再び被害にあった。（20代･聴覚）

・やっと就職できた職場の上司に「飲みに付き合え」と言われ、酔って眠ってしまい、ホテルに連れ込まれて性的暴行を受けた。その後も関係を強要され続けた。　（30代･肢体）

◆4 あらゆるサービスへのアクセス

障害のない女性がアクセスできているすべての医療や保健サービスに、障害女性を想定した対応を行う必要があります。

障害のある女性が子どもを産み育てるという事が認識されていません。中絶を強要されることも起きています。

障害のある女性の多くが、家族内や施設や病院で男性によるトイレや入浴の介助を余儀なくされています。性的被害のリスクとも隣り合わせの状況です。私たちは同性介助の標準化を求めています。

障害児は家族とりわけ女性の介護負担になるというとらえかたがあります。わたしたちは、障害のある女性を含む、全ての女性、全ての命が尊重される社会にしていけるよう、家族に限らない介助、および、あらゆる社会サービスを充実させることを望んでいます。

◆声

・国立病院に入院中、女性の風呂とトイレの介助、生理パッドの取り替えを男性が行っていた。女性患者は皆いやがって同性介助を求めたが、体力的に女性では無理だといわれた。カーテンも開けたままで、廊下から見えた。（50代･肢体）

・家事ヘルパーの時間を減らされた。料理などの手助けがもっと欲しいが、ヘルパーさんから「女なんだから、あなたがしなさい」と言われる。（50代･知的）

・自分の生活にも不足な介助を受けての子育てに不安があった。子どもへの介助があれば、子どもをもてたかも知れない。（40代･肢体）

◆5 性と生殖に関する健康と権利

複合差別実態調査には、旧優生保護法のもとで、優生手術（不妊手術）を強制された人からの回答も寄せられました。

自由権規約委員会からも、旧法下で手術を受けた人の調査、謝罪、補償をという1998年の勧告を実施するようにと、2014年にも重ねて勧告が出されています。

2015年6月には、優生手術をされた女性（1963年、16歳当時）が、日本弁護士会連合会（日弁連）に人権救済を申し立てました。これを受ける形で、2017年2月には、日弁連が「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」を公表し、優生思想に基づく不妊手術と中絶は憲法違反であり、被害者の自己決定権と「性と生殖の健康・権利」を侵害したと指摘し、国に対し、被害者に対する謝罪、補償等の適切な措置を行うよう求めました。

◆声

・以前は母や周りから「早く結婚して子を産め」と言われたが、障害をもってから言われなくなった。そして、妊娠した時、障害児を産むのではないか？子どもを育てられるのか？といった理由で、医者と母親から堕胎を勧められた。(40代･視覚)

・子宮筋腫がわかったとき、ドクターは子宮を取れば治ると言った。私が「赤ちゃんが産みたい」というと｢えっ！！｣と驚かれ、それを聞いて私は大泣きした。女である自分を否定された気がした。（40代･肢体）

・女性だったら自分の体を知るべき、でも誰も教えてくれない。学校も教えてくれない。見直ししてほしい。正しい情報を流してほしい。（30代･知的）

........

行ってきました！

女性差別撤廃条約日本政府報告審査

CEDAW第63会期　ロビー活動&傍聴報告

DPI女性障害者ネットワーク

........

（写真:国連CEDAW会議場を傍聴席からのぞむ）

◆女性差別撤廃条約

1979年に国連総会で採択された国際条約。1982年に条約履行状況の審査をする機関として、女性差別撤廃委員会が発足。

日本は1985年に批准した72番目の締約国。2017年4月現在、189か国が締約。

CEDAW

＝女性差別撤廃条約／女性差別撤廃委員会

Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women　Committee on the Elimination of Discrimination against Women

◆女性差別撤廃委員会

役割：年３回、各締約国の条約履行状況報告書を検討し、国連総会に報告すると同時に、締約国に勧告を行うこと

委員構成：国からは独立した23人の個人資格の専門家によって構成されている。

各国の法律（労働法、家族法、DV法等）の専門家や、女性の人権に関わる民間団体職員、政府高官などを務めた人によって担われている。

◆2009年勧告を受けた日本政府の動き

前回審査（2009年）以降、「日本が実施してきたこと」として国が国連に対して報告していること

・婚外子に関する民法の規定改正（2013年）

・選択的夫婦別氏制度の検討（大法廷を経て、国会に戻された状態）

・婚姻適齢の男女統一の検討（未達成）

・再婚禁止期間は大法廷で違憲となったため、今後法改正（100日を超える場合＆子どもがいない場合）

・ポジティブアクションについては、2010年12月の第三次男女共同参画計画での期限と数値を決めた方策を実施。（ただし、結果として女性の参画が進んだとはいいがたい状況）

◆日本政府報告審査のこれまで

■1987年に第一回報告書を提出し、1988年に報告審査。その後、基本は4年ごとに報告書の提出・審査を受ける（条約18条）

■2009年審査・最終見解のフォローアップ項目

・民法改正　婚姻年齢の男女平等化、再婚禁止期間の廃止、選択的夫婦別姓の採用、婚外子差別の撤廃：世論調査の結果のみに依拠するのではなく、条約に規定に従い整備する義務を果たすべき

・女性の雇用および政治・公的活動への参画を促すために、暫定的特別措置を導入するように要請

◆審査場所・ジュネーブ

（写真:町並みと湖）

日本から欧州の都市経由で飛行、約15 時間。

スイス西部・レマン湖の南西岸に位置した都市。

国連の欧州本部、国連人権高等弁務官事務所などが置かれている。

◆2016年審査前後のプロセス

2014年　第7･8回報告審議プロセス開始

　9月 日本第7･8回報告CEDAWに提出

2015年

　7月　会期前作業部会（質問事項LOIを審

　　　　議する会議）NGOブリーフィング

　8月　CEDAW質問事項公表

　冬 　CEDAWへのLOIに基づく政府回答

2016年

　1月　NGOレポートの提出

　2月　第63会期日本報告審議・NGOブリ

　　　　ーフィング

　3月　総括所見公表 NGOの評価公表

◆2016年2月　国連でのスケジュール

会期は2月15日から3月4日まで

15日午前　CEDAW　第63会期　開会式

ランチタイム　プライベートミーティング

午後　NGOブリーフィング（アイスランド、日本、モンゴル、スウェーデン）

16日　午前・午後　日本政府報告審査

国連特別報告者とも面談

障害に関する国連特別報告者カタリーナさん及びアシスタントのアルベルトさんと面談、 (IDA)ヴィクトリア・リーさんと面談、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)訪問、

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のFacundo Chavezさん(車いすユーザー：障害に関するアドバイザー)、服部さん(子どもの人権担当者)

◆2016年2月　女性差別委員会ロビイング

（写真:ロビイング場面）

女性差別撤廃委員会の日本政府審査に向けて、

ツォウ委員(中国：ラポーター)、シュルツ委員(スイス：社会参画)、グベデマ委員(ガーナ：暴力)、ブルーン委員(フィンランド：雇用)、ジャハン委員(バングラデシュ：教育)、ピメンテル委員(ブラジル：法律家→障害児の中絶)と個別面談。

◆日本に対する勧告（抜粋要約）

ロビイングでも訴えたことが反映されて2016年3月に総括所見（勧告）が出された。

■13(c).　複合的・交差的差別を禁止する包括的な差別禁止法の制定を強く要請する。

■24・25．強制不妊手術被害者（70％が女性）の調査、加害者の起訴、有罪となった場合の処罰、被害者の法的救済、賠償及びリハビリテーションサービスを提供するよう勧告する。

■18・19･30･31．政治的および公的活動、意思決定の地位における障害女性等の参画の低さ／法令による暫定的特別措置（クオータ制を含む）を含む具体的措置をとることを求める。

■22 (c)・23．DVを含む暴力被害者である障害女性等の通報困難な状況を懸念／刑法改正、通報やシェルター利用の可能化、職員研修等を強く要請する。

■32(f)・33．障害および移住女性の、教育へのアクセス障壁を除去し、次回の報告では情報提供すること。

■34（e）･35．雇用分野における障害女性等の複合的な差別状況を懸念／雇用分野の調査を実施し、ジェンダー統計を提供すること。

■46・47　先住民族、民族マイノリティ、障害女性、LBT女性、移住女性等の健康・教育・雇用・公的生活への参加アクセスが制限されていることを懸念／これらの複合的及び交差的な差別の根絶を目的とした努力を積極的に行うことを求める。

マイノリティ女性に関するフォローアップ勧告

■21(d)･(e)人種的優位性や憎悪を主張する性差別的発言や宣伝を禁止し処罰する法律の制定、偏見を除去するための措置についての監視と評価の実施　（勧告に対する報告期限　2018年3月）

◆国内での履行をめざして

総括所見及びフォローアップ勧告も受け、国内での履行が大きな課題。

■障害者基本法をはじめとした基本的な法律に、障害女性の複合差別を解消する課題に取り組むことを明記し、重点課題と位置付けて計画策定し実施すること。

■旧優生保護法に基づく強制不妊被害について速やかに人権侵害を認め、特別委員会を設けて調査し、謝罪と補償を実施すること。

■障害者にかかわる委員会や審議会は過半数を障害者関係者とした上で、障害者の少なくとも３割は女性とすること。

■障害のない女性と同等に利用できる相談窓口やＤＶシェルターにすること、福祉施設職員や学校の教職員及び差別や暴力にかかわる相談窓口の職員等が障害女性の複合差別を理解し防止に取り組むための研修カリキュラム、入所施設等において同性介助を標準化すること。

■障害がある人が使いやすい避妊方法や内診台などの開発と設備環境のバリアフリー化、障害がある女性が性教育や性暴力防止のための教育等を受ける機会を保障すること。

■障害者に関する統計は、政策の基礎として男女別の実態把握ができるデータ、ジェンダー統計を整備すること。

･･････

　フォローアップ勧告にある、性別にかかわる差別偏見の除去は、障害者権利条約も重要視している課題であり、偏見や差別的な慣行を助長固定しないように法的措置が必要。

　「ジェンダー平等」等を目標とする国連「持続可能な開発目標（SDGs:-2030年）」の、日本版指針も策定された。指針の原則「包摂性」「参画」に基づいて取り組まれ障害女性等の状況を変えることができるかはSDGs達成の試金石と言える。国連の各条約及び勧告もふまえ、国内法・政策の変革が求められている。

以上:2017年5月14日版